

京都市告示第602号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成，介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関から，生活保護法第50条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成27年3月6日

京都市長 門川大作

介護機関所在地変更

サービスの種類	名称	変更前所在地	変更後所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	訪問看護ステーションさくら	西京区松尾大利町1 5-10-2	西京区大原野上里 鳥見町7-3	平成27年1月 1日
介護予防居宅療養管理指導	訪問看護ステーションさくら	西京区松尾大利町1 5-10-2	西京区大原野上里 鳥見町7-3	平成27年1月 1日
訪問看護	訪問看護ステーションさくら	西京区松尾大利町1 5-10-2	西京区大原野上里 鳥見町7-3	平成27年1月 1日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションさくら	西京区松尾大利町1 5-10-2	西京区大原野上里 鳥見町7-3	平成27年1月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)